

計量制度の見直し／政令改正に関するポイント

平成 2 9 年 6 月

経済産業省

産業技術環境局

計量行政室

<目次>

1. 計量制度見直しの検討スケジュール

／計量行政審議会答申

(今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて－)

2. 政令改正の概要

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令

1. 計量制度見直しの検討スケジュール

／計量行政審議会答申

(今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて－)

計量制度の見直しの検討スケジュール

平成28年	2月～3月	「計量制度に関する課題検討会」（3回開催） （事業者等からの要望及び論点整理）	
	5月～8月	計量行政審議会（総会（2回）、基本部会（3回）開催） 見直しの方向性を答申（案）としてとりまとめ（消費者等有識者を含めて審議）	
	9月～10月	審議会答申（案）パブリックコメント	自動はかりの使用者に該当する 関係省庁への説明・業界団体へ の説明会等を実施
	11月1日	計量行政審議会答申とりまとめ	
平成29年	4月～5月	政令改正案パブリックコメント	
	6月21日	政令公布	
	夏以降	省令公布（予定） ／今後も政省令改正を段階的に行う（次年度以降を含む）	
	10月1日	政令施行 （一部条文は公布の日から施行）	

○「計量行政審議会 答申（今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて）」（平成28年11月1日とりまとめ）

http://www.meti.go.jp/committee/keiryog_yosei/pdf/report001_01.pdf

※「今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて－」（案）（計量行政審議会答申（案））に対する意見募集の結果

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595216034&Mode=2>

意見募集期間／意見総数 平成28年9月8日（木）～平成28年10月7日（金）必着／37件

○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令が閣議決定されました（平成29年6月16日）

<http://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170616002/20170616002.html>

※「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595117040&Mode=2>

意見募集期間／意見総数 平成29年4月29日（土）～平成29年5月28日（日）必着／12件

計量行政審議会 答申〈概要〉

計量制度見直しの論点 – 3つの視点 –

我が国の計量制度は、昭和26年の計量法制定以降、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきており、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤として機能。

今般、計量行政における実態を踏まえ、改善が必要と考えられる計量制度見直しの21の論点を、以下の3つの視点から整理し、見直しの方向性を検討。

視点1：民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを検討する。

(主な論点)

- 型式承認における民間事業者実施の試験成績書の受入れによる計量器開発の効率化
- 指定検定機関の指定要件の見直しによる民間事業者参入の促進

視点2：技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度をとりまく社会的環境変化に対応し、規制対象の見直し・新たな規制の導入等を検討する。

(主な論点)

- スマートメーター化等を見据えた特定計量器の構造基準の見直しによるIoTの技術革新への対応
- 自動はかりの特定計量器への追加について検討

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

2. 政令改正の概要

(計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令)

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令について 〈改正のポイント〉

公布日：平成29年6月21日 施行日：平成29年10月1日
(ただし、(2)特殊容器使用商品の追加に関する改正は、公布の日に施行。)

(1)従来から検定を行っている質量計において 自動はかりも新たに検定を実施

①特定計量器【施行令第2条関係】

「自動はかり」を特定計量器とする

②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

「ホッパースケール」「充填用自動はかり」「コンベヤスケール」「自動捕捉式はかり」の4器種を検定の対象へ

③指定検定機関の指定の区分の追加【施行令第26条関係】

指定検定機関の区分は器種ごと（4器種）に指定可能

④検定証印等の有効期間の設定【施行令別表第3関係】

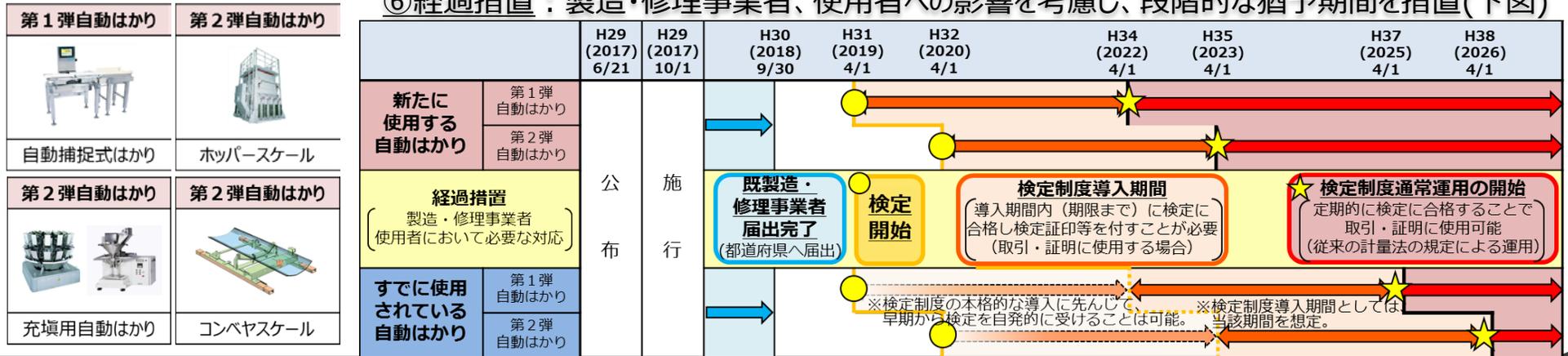
有効期間は2年。

ただし、適正計量管理事業所が使用する自動はかりは6年。

⑤検定の申請書の提出先に関する措置【施行令別表第4関係】

産業技術総合研究所又は指定検定機関に申請可能

⑥経過措置：製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置(下図)

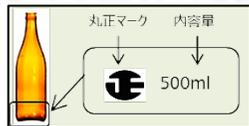


(2)特殊容器の使用可能商品の追加

【施行令第8条関係】

特殊容器の使用可能商品のうち、酒類について、酒税法で規定された酒類の定義にあわせる改正

※発泡酒などの酒類が新たに使用可能に。



(3)国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式承認手数料の見直し

①申請者が試験成績書を添付した場合の手数料の減額措置【手数料令第4条関係】

要件を満足した試験成績書を添付した場合における手数料の減額措置

②電子化・情報化等の技術革新等に伴う試験項目の見直し【手数料令別表第4関係】：

一律金額を一部見直し、必要な試験項目の手数料を合算方式へ

(4)その他：平成5年令制定時における非自動はかり等の定期検査の免除期間特例措置の廃止

(表示年月が平成31年3月以前の検定証印等が付されたもの(定期検査済証印又は計量証明検査済証印が付されたものを除く)の特例措置とする)等

(1)従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

①特定計量器への追加【施行令第2条関係】

適正な計量の実施を確保するため、「自動はかり」を特定計量器へ追加

②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

国際法定計量機関（OIML）において検定の技術基準が整備・確立し、かつ国内に流通量が多い**ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかり**の4器種を検定の対象とする。

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり
主な計量対象	穀物類、配合飼料等	食品、粉体、飼料、薬品等 (小容量)	鉱物類、穀物類、飼料等	加工食品、飲料、薬品等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定値）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充填（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受渡しの際に計量	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている
具体例				

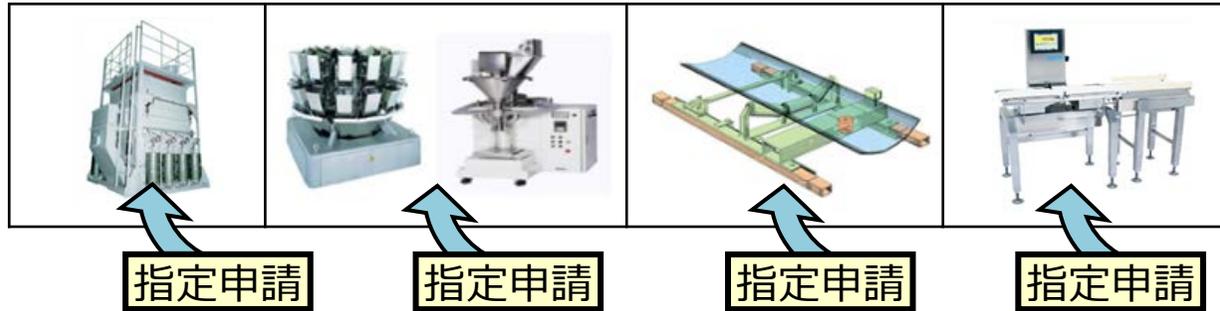
(1)従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

③指定検定機関の指定の区分の追加

【施行令第26条関係】

指定検定機関の区分は

- ・ホッパースケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり の4器種それぞれの項目を設ける。



④検定証印等の有効期間の設定【施行令別表第3関係】

自動はかりの検定の有効期間を2年と設定。

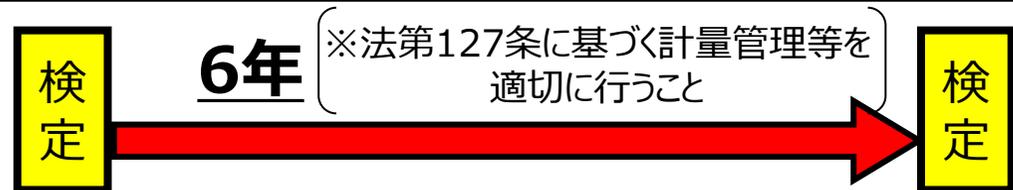
ただし、**適正計量管理事業所**が使用する自動はかりの有効期間は**6年**とする。

〔※修理後等は有効期間によらず従来通り検定が必要〕

一般的な事業所



適正計量管理事業所



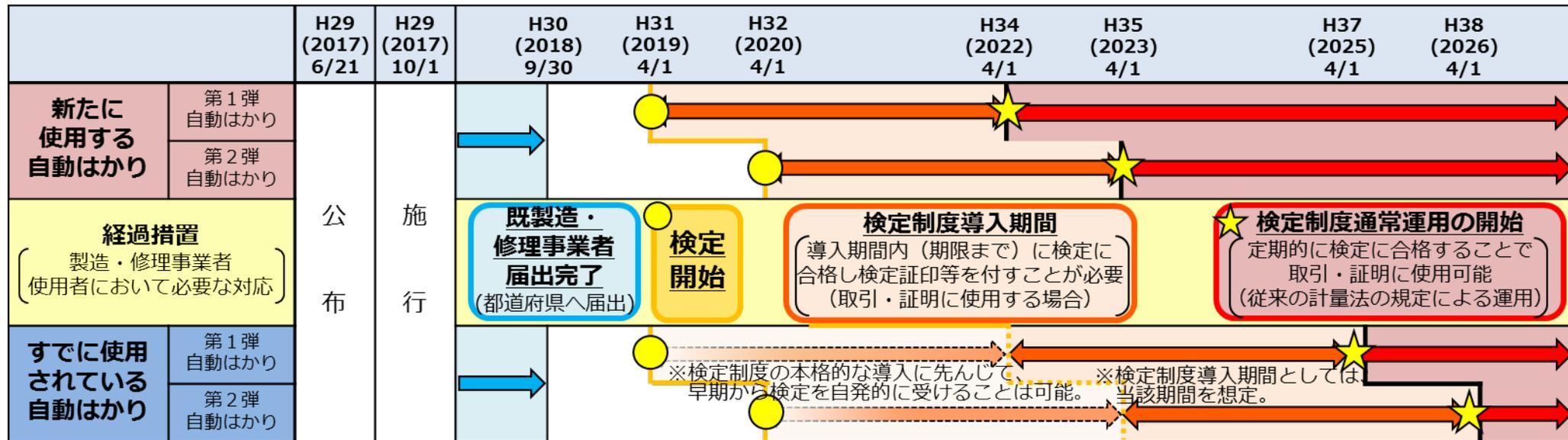
⑤検定の申請書の提出先に関する措置【施行令別表第4関係】

検定実施主体は**産業技術総合研究所**、**指定検定機関**を規定。

(型式承認を行う産総研、器差検定を行う指定検定機関)

(1)従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

⑥経過措置：製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置



**既製造・修理
事業者届出完了**

すでに自動はかりの製造（修理）を行っている事業者は、
平成30年9月30日までに届出書を都道府県に提出

**検定制度
導入期間**

検定開始(第1弾：平成31年4月1日、第2弾：平成32年4月1日)後、
各自動はかりごとに定められた検定制度導入期間内に検定の合格が必要
※(再掲)検定有効期間：2年（適正計量管理事業所で使用のものは6年）

**検定制度
通常運用の開始**

新たに使用する自動はかり：
平成34年4月1日まで（第1弾）、平成35年4月1日まで（第2弾）
すでに使用されている自動はかり：
平成37年4月1日まで（第1弾）、平成38年4月1日まで（第2弾）
(※上記期間を経過後は、通常の特定制量器の扱い)

(2)特殊容器の使用可能商品の追加

【施行令第8条関係】

特殊容器の使用可能商品のうち、酒類について、酒税法で規定された酒類の定義にあわせる改正。発泡酒や第三のビール等、特殊容器使用可能商品追加の要望がある酒類が新たに使用可能に。

計量法施行令第8条 改正案 ※漢数字は計量法施行令第8条の号番号

十 みりん（次号に掲げる酒類に該当するものを除く。）

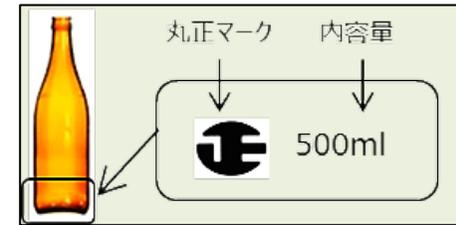
十一 酒類（酒税法第2条第1項に規定する酒類（同法第3条第22号に規定する粉末酒を除く。）をいう。）

酒税法第2条第1項に規定する酒類 ※漢数字は酒税法第3条の号番号

七 清酒	八 合成清酒
九 連続式蒸留焼酎	十 単式蒸留焼酎
十一 みりん	十二 ビール
十三 果実酒	十四 甘味果実酒
十五 ウイスキー	十六 ブランデー
十七 原料用アルコール	十八 発泡酒
十九 その他の醸造酒 ※第三のビール等	二十 スピリッツ
二十一 リキュール ※第三のビール等	二十三 雑酒

二十二 粉末酒

← 体積で取引されないため
対象商品になり得ない



改正前（該当部分）

※漢数字は計量法施行令第8条の号番号

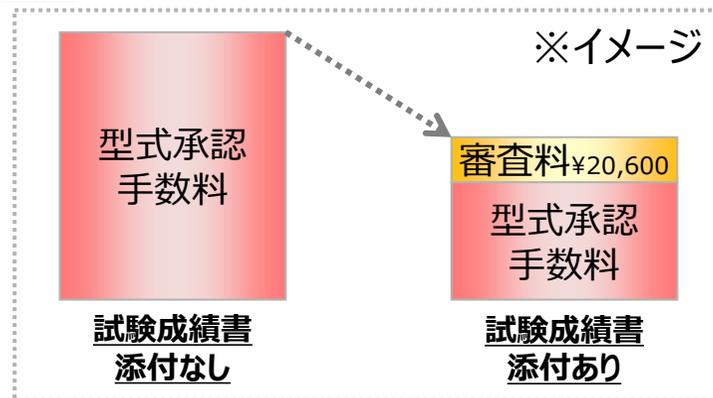
十 ビール
 十一 清酒
 十二 しょうちゅう
 十三 ウイスキー
 十四 ブランデー
 十五 果実酒
 十六 みりん
 十七 合成清酒

(3) 国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式承認手数料の見直し (4) 平成5年令制定時における非自動はかり等の定期検査の免除期間特例措置の廃止

(3) 国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式承認手数料の見直し

① 申請者が試験成績書を添付した場合の手数料の減額措置【手数料令第4条関係】

型式承認に必要とされる試験項目に関して試験成績書の全部又は一部の活用を認める。型式承認に係る技術上の基準への適合性に関する試験成績書が添付された場合、試験の実施を省略し、かかる手数料を減額する。



② 電子化・情報化等の技術革新等に伴う試験項目の見直し【手数料令別表第4関係】

一律金額を一部値下げ方向に見直し、別途必要な試験項目の手数料を合算する方式へ

※別途必要な試験項目
・放射無線周波電磁界イミュニティ試験 ・サージイミュニティ試験
・無線周波電磁界イミュニティ試験 ・ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験

(4) 平成5年令制定時における非自動はかり等の定期検査の免除期間特例措置の廃止

【附則第5条関係】

平成5年令制定時に講じた特例措置を廃止する。
※特例措置：非自動はかり等の初回定期検査を当分の間、3年免除

平成31年(2019年)3月以前の検定証印等の年月が付されたものは定期検査免除期間が**3年**

※ただし、三年を経過する前に当該非自動はかり、分銅又はおもりが使用され、又は使用に供するために所持され、かつ、その使用され、又は所持された日後において、当該非自動はかり、分銅又はおもりの使用に係る事業所の所在地を区域とする定期検査が行われた場合にあつては、その定期検査の実施の期日までの期間

平成31年(2019年)4月以降の検定証印等の年月が付されたものは定期検査免除期間が一律**1年**